

東かがわ市告示第 **29**号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から 3 週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月**24** 日

東かがわ市長 上村 一郎

整 理 番 号	路 線 名	区 間	供用開始の期日
3110	中の町三本松港線	東かがわ市三本松 374-2 地先から 東かがわ市三本松 374-1 地先まで	令和 7 年 3 月 24 日